

芦 監 第 2 6 4 号
令和 2 年 2 月 1 4 日

請求人 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 福 井 美奈子

監査請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により，令和元年 1 2 月 1 9 日付けで請求のあった監査請求について，同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

記

1 請求人

- (1) 住所 (略)
- (2) 氏名 (略)

2 請求の受理

本請求は，所要の法定要件を具備しているものと認め，これを令和元年 1 2 月 1 9 日付けをもって受理した。

3 本請求の内容

(1) 請求人の主張の要旨

芦屋市留守家庭児童会指導員は地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に該当する特別職の非常勤嘱託職員であるが，本市においては 1 年毎の任期

満了時に上記指導員に対して退職金に相当する任期満了割増報酬が支給されている。このような退職金の支給は、常勤職員にのみ退職手当の支給が定められた地方自治法第204条第2項に反する違法な支給であり、芦屋市に損害を与えるものであることから、これを是正するよう必要な措置を求める。

(2) 請求する措置

- ① 退職手当に相当する任期満了割増報酬の支給をただちに止めること。
- ② これまでに支払った任期満了割増報酬については、これを市に戻入させること。
- ③ 芦屋市留守家庭児童会指導員は、令和2年4月から会計年度任用職員に移行し、任期満了割増報酬は廃止が予定されているが、新たな制度下においては現給保障により任期満了割増報酬に相当する額を支払わないこと。

4 事実を証する書面

- ・資料1 芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会ニュース No.45
- ・資料2 芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会ニュース No.47
- ・資料3 芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会ニュース No.48

5 監査の実施

監査にあたっては、本監査請求書及び同請求書に添付された事実証明書（前記4）の審査並びに芦屋市長に対し本請求に対する見解を書面で求めるとともに、住民監査請求の対象となる財務会計行為は平成30年度以降におけるものとなることから、これが関係法令等に照らし合わせ適法に支出されたものかどうかにつき、関係資料を入手のうえ監査を実施した。

(1) 監査対象部課

監査対象部課を、本市総務部人事課とした。

(2) 審査した資料

ア 前記4の資料

イ 芦屋市長作成の令和2年1月24日付け「住民監査請求に伴う見解について」

ウ 芦屋市留守家庭児童会指導員労働組合と芦屋市との間で締結された平成18年3月31日付け協定書

エ 平成30年度の非常勤嘱託職員の任期満了報酬の支給手続きに係る

文書

オ 平成30年度芦屋市各会計予算書及び平成30年度芦屋市一般会計
予算説明書

(3) 監査請求に関連した法令等

ア 地方自治法

イ 地方公務員法

ウ 労働組合法

エ 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例

オ 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬、費用弁償及び勤務時間等に関す
る規則

カ 芦屋市非常勤嘱託職員の任期満了に係る報酬支給要領

6 監査の結果

(1) 主文

請求人の前記3(1)の主張には理由がないことから、同3(2)の措置の
必要を認めない。

(2) 事実関係の確認

前記5(2)の資料及び同5(3)の関係法令等を検討した結果、以下の事
実を認定した。

① 地方公務員の給与に関する法令等

ア 地方公務員の給与については、地方公務員法並びに地方自治法
に規定がなされていること。

イ 地方公務員法においては、地方公務員の職を一般職と特別職に
区分し、特別職については法律に特別の定めがある場合を除くほ
かは地方公務員法の規定は適用しないとされていること（第4条
第2項）。

ウ 地方公務員法第4条第1項及び第58条第1項は、労働組合法
は一般職に対して適用しないと定めているところ、その反対解釈
により特別職に対しては労働組合法が適用されること。

エ 地方自治法においては、地方公務員について常勤の職員と非常
勤の職員に区分し、常勤の職員については給料及び旅費を支給し
なければならない（第204条第1項）、また、退職手当を支給す
ることができること（第204条第2項）、そして非常勤の職員

については、報酬を支給しなければならないとされていること（第203条の2第1項）。

オ 地方公務員のうち一般職の給与については、地方公務員法においてこれを条例で定めることとされ（第24条第5項）、かつ、条例に基づかなければこれを支給することができないとされていること（第25条第1項）。また、特別職については上記エのとおり、地方自治法は常勤の職員と非常勤の職員に区分のうえ、非常勤職員については、その報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとしていること（第203条の2第4項）。

② 芦屋市留守家庭児童会指導員の任用及び給与に関する法令等

ア 芦屋市留守家庭児童会指導員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤嘱託職員として任用されていること。よって、上記指導員は、法律に特別の定めがある場合を除くほかは地方公務員法が適用されない職員であること（前記6(2)①イ）。

イ 上記指導員により芦屋市留守家庭児童会指導員労働組合が組織されており、同労働組合には労働組合法が適用されること（前記6(2)①ウ）。

ウ よって、芦屋市留守家庭児童会指導員の労働条件や給与は、上記労働組合と任用者との間で労働組合法第14条に基づく労働協約を締結し、決定することができること。

エ 請求人の言う任期満了割増報酬とは、芦屋市留守家庭児童会指導員を含めた本市の非常勤嘱託職員に対して、その任期満了時において月額報酬額に一定の割合を乗じた額を加算して支給するものであること（以下、請求人と同様、「任期満了割増報酬」という。）。

オ 芦屋市留守家庭児童会指導員に対する任期満了割増報酬については、平成18年3月31日に、芦屋市教育委員会と芦屋市留守家庭児童会指導員労働組合との間において労働組合法第14条に基づく労働協約が締結され、「芦屋市非常勤嘱託職員の任期満了に係る報酬支給要領」に基づきその支給が開始されたこと。

カ 上記オの労働協約締結の翌年度である平成19年1月1日には、労使交渉を踏まえ「芦屋市非常勤嘱託職員の任期満了に係る報酬

支給要領」が改正され、以後、改正後の同要領に基づき現在まで任期満了割増報酬が支給されていること。

③ 任期満了割増報酬の支給に関する条例等

ア 条例関係

地方自治法第203条の2第4項（前記6(2)①オ）に基づき、「芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」が定められ、同条例において「特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。」（第2条）とされ、さらに当該別表において、本件非常勤嘱託職員の報酬については「予算の定めるところによる。」とされていること。また、「この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。」（第7条）とされていること。

イ 規則関係

上記アの条例第7条に基づき「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬、費用弁償及び勤務時間等に関する規則」が定められ、芦屋市留守家庭児童会指導員に対しては同規則第2条第2項の規定が適用され、その報酬が月額で支給されていること。さらには、「特別職非常勤職員の任期が満了したときは、任命権者が市長と協議して別に定める基準により計算した額を、第1項及び第2項に規定する報酬額に加算して支給することができる。」（第2条第4項）とされ、これが本件任期満了割増報酬の支給に係る直接の根拠規定となっていること。そして、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。」（第18条）とされていること。

ウ 要領関係

上記イの規則第18条に基づき市長が定める「芦屋市非常勤嘱託職員の任期満了に係る報酬支給要領」において、任期満了割増報酬の支給基準及び支給額等が具体的に定められていること。

④ 平成30年度における任期満了割増報酬の支給状況

平成30年度における芦屋市留守家庭児童会指導員に対する任期満了割増報酬は、同指導員に対する月額報酬等とともに、平成30年度芦屋市一般会計予算として市議会の議決を受けた科目のうちの款「教育費」、項「社会教育費」に計上され、さらに当該予算の執行科目として区分された、目「青少年対策費」、節「報酬」に計上されていること。そして、上記指導員に対する任期満了割増報酬は、「芦

屋市非常勤嘱託職員の任期满了に係る報酬支給要領」に基づき教育委員会管理部教職員課で支給額の算出がなされたのち、総務部人事課において本市すべての非常勤嘱託職員に対する任期满了割増報酬と一括して支出に係る財務会計処理が行われて予算の執行がなされ、うち芦屋市留守家庭児童会指導員については、支給対象者合計21名に対し、総額2,168,865円が平成31年3月20日に支給されていること。

(3) 本措置請求に対する判断

① 住民監査請求の対象となる行為とは、違法もしくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実で、地方公共団体に積極消極の財産上の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものであるとされているところ（地方自治法第242条第1項）、前記3(2)の本措置請求は、前記4の事実を証する書面を根拠に本市が被った損害を回復もしくは防止する措置を求めるものであることから、これにつき監査を実施した。

② 前記6(2)の確認により得た本措置請求に対する判断は以下のとおりである。

ア 芦屋市留守家庭児童会指導員は前記のとおり、地方公務員法第3条第3項第3号に規定された特別職の非常勤嘱託職員であり、労働組合法の適用を受けるものである。よって、上記指導員によって組織された芦屋市留守家庭児童会指導員労働組合も労働組合法の適用を受けるものであり、したがって、同労働組合が労働組合法第14条に基づき芦屋市教育委員会との間においてなした労働協約に基づき本件任期满了割増報酬が支給されていることについて、違法、不当な点は認められない。

イ また、非常勤職員に対しては地方自治法第203条の2第1項により報酬を支給しなければならないとされているところ、本件任期满了割増報酬は退職手当ではなく報酬として支給されているものであり、この点においても違法、不当な点は認められない。

ウ さらに、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、地方自治法第203条の2第4項に基づき条例でこれを定めなければならないとされているところ、本件任期满了割増報酬については、その支給基礎となる月額報酬額が「芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第2条別表において「予算の定めるところによる。」と規定され、さらに、任期

満了割増報酬については、「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬，費用弁償及び勤務時間等に関する規則」及び「芦屋市非常勤嘱託職員の任期満了に係る報酬支給要領」に具体的にその支給基準等が定められており，これら規定にも違法，不当な点は認められない。

エ その上で，平成30年度の芦屋市留守家庭児童会指導員に対する任期満了割増報酬の支給手続きについてみると，当該任期満了割増報酬は平成30年度芦屋市一般会計予算に定められ，個々の報酬額は関係法令に基づき教育委員会管理部教職員課において適法に算出され，総務部人事課において適法に予算の執行がなされており，これら支給手続きにも違法，不当な点は認められない。

以上の次第で，前記3(2)の措置請求はいずれも理由がなく，措置の必要を認めない。よって前記6(1)の主文のとおり決定する。

以 上